

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年号外法律第137号）抜粋

（焼却禁止）

第16条の2 何人も、次に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

(1)～(2) 略

(3) 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

（罰則）

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(1)～(14) 略

(15) 第16条の2の規定に違反して、廃棄物を焼却した者

(16) 略

2 前項第12号、第14号及び第15号の罪の未遂は、罰する。

第32条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

(1) 第25条第1項第1号から第4号まで、第12号、第14号若しくは第15号又は第2項3億円以下の罰金刑

(2) 略

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）抜粋

（焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却）

第14条 法第16条の2第3号の政令で定める廃棄物の焼却は、次のとおりとする。

(1) 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

(2) 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却

(3) 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

(4) 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

(5) たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの